

COVID-19 下における特別活動

佐々木 隆

プロローグ

新型コロナウィルス感染症（以降、「COVID-19」と略す）⁽¹⁾が2019年12月下旬に中国湖北省武漢市でまだ名前が付けられる前、新型肺炎として発生したとの報道があり、2020年1月9日にはWHOが新型肺炎と発表⁽²⁾、その後2020年1月20日に横浜港を出港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の香港で下船した80代男性の乗客がCOVID-19に罹患していたことがわかったことから日本では徐々にその影響が心配されるようになった。同年2月1日、「新型コロナウィルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の執行により、法令において「新型コロナウィルス感染症」と定められた。2月3日に横浜に再入港したが、すでに指定感染症と位置付けられることから、乗客が日本に上陸ができない事態となり、その後、船内での感染が進んだことは記憶に新しいだろう。この時期の日本の対応には世界中で賛否両論があったものの、クルーズ船から市中感染しなかったことから、隔離策としては一応の成功を収めたとも考えられる。

このCOVID-19の影響は日本だけではなく、世界中に広がったことは周知の通りだ。学校では3月の卒業式（学位授与式）や4月の入学式などが相次いで中止となり、その後、学校は臨時休講となる事態に発展した。ここでは、COVID-19下における学校教育への影響、特に特別活動への影響について取り上げる。おもに中学校・高等学校を中心に取り上げる。

1 COVID-19と2020年の学校生活

2020年はCOVID-19の影響を受けた1年となった。それだけでなく、

2021 年にもその影響は続いている。日本政府は 2020 年 2 月 1 日に COVID-19 を「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」としての位置付けは第 2 類である。

新型コロナは、結核や重症急性呼吸器症候群（SARS）などが属する 2 類相当として、症状のある人に対する入院勧告や、就業制限といった規制のほか、治療費を公費で負担するなどの措置が取れるようにした。無症状者の入院措置など、1 類相当の規制も一部行ってきた。

（讀賣新聞オンライン）

感染症の第 1 類から第 3 類とは以下の通りである。

1 類感染症 エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等

感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症

2 類感染症

結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等

感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症

3 類感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等 特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症

2020 年 1 月～4 月あたりの捉え方と現在とはかなり異なっていることもまた事実である。最も懸念されていることは治療薬、ワクチンなどがないというところだ。このため、日本政府も日本で初めての緊急事態宣言（以降「宣言」と略す）発出に向けての動きがあった。

緊急事態宣言の最新状況

緊急事態宣言は 2020 年 3 月 13 日に成立した新型コロナウイルス対策

の特別措置法に基づく措置です。全国的かつ急速なまん延により、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合などに、総理大臣が宣言を行い、緊急的な措置を取る期間や区域を指定します。

対象地域の都道府県知事は、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除いて、外出の自粛をはじめ、感染の防止に必要な協力を要請することができます。

また学校の休校や、百貨店や映画館など多くの人が集まる施設の使用制限などの要請や指示を行えるほか、特に必要がある場合は臨時の医療施設を整備するために、土地や建物を所有者の同意を得ずに使用できます。

さらに緊急の場合、運送事業者に対し、医薬品や医療機器の配送の要請や指示ができるほか、必要な場合は、医薬品などの収用を行えます。

安倍総理大臣は 2020 年 4 月 7 日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の 7 都府県に緊急事態宣言を行い、4 月 16 日に対象を全国に拡大しました。

このうち当初から宣言の対象とした 7 都府県に、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の 6 道府県を加えた 13 の都道府県を、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」と位置づけました。

そして、5 月 14 日に北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・京都・兵庫の 8 つの都道府県を除く、39 県で緊急事態宣言を解除することを決定しました。

5 月 21 日には、大阪・京都・兵庫の 3 府県について、緊急事態宣言を解除することを決定しました。緊急事態宣言は、東京・神奈川・埼玉・千葉・北海道の 5 都道県で継続。

5 月 25 日には首都圏 1 都 3 県と北海道の緊急事態宣言を解除。およそ 1 か月半ぶりに全国で解除されることになりました。（特設サイト

新型コロナウィルス)

宣言の発出によって学校（幼稚園～大学）は休校を余儀なくされた。宣言解除後も学校（小学校～大学）は授業日数の確保に向けて遠隔授業（リモート授業）を行うところが相次いだ

緊急事態宣言が発せられる前、3月中旬あたりから学校生活には大きな影響を与えることとなった。

- ・卒業式、入学式の中止
- ・4月7日前後から5月25日（一部21日）まで休校
5月下旬から遠隔授業の開始（一部分散登校）
- ・夏季休暇の短縮や土曜日の登校
- ・修学旅行の中止または延期
- ・文化祭の中止またはリモート開催
- ・体育祭の中止または縮小開催
- ・部活動等の活動中止、大会の中止

考え方としては学習活動と特別活動に大きな支障が出たことだ。もちろん、これ以外にも児童・生徒の精神的なダメージもあったことは言うまでもないことだ。

2 COVID-19 と 2020 年の家庭生活

生徒が学校に通学できないことで直撃を受けたのが各家庭だ。これは生徒だけの問題ではない。ではどのような問題が生じたたのだろうか。休校中の生徒はどのように過ごしたのだろうか。学年が下がれば下がるほど、親の果たす役割はより大きくなることは言うまでもないことだ。児童・生徒（子供）が一人で家に居られるならよいが、そうでない場合

には親も家に居る必要がある。当然、仕事を持つ親は通勤はできなることになる。また、仮に親自身がリモートワークで自宅にいたとしても、子供の面倒をずっと見ていくわけにもいかないが実情だ。つまり、通常であれば、平日は午前 8 時から午後 4 時過ぎくらいまでは少なくとも通学時間を含め、子供は自宅にはほぼいない時間である。しかし、学校が休校ともなれば、子供はこの時間も自宅にいることになるからだ。

- 1 生徒（子供）は自宅でこれまで通りの学習ができるのか。
- 2 生徒（子供）が自宅いると昼食も自宅で用意しなければならない。
- 3 親子が長時間、連日にわたり家で過ごすことになる。

学年が下がれば下がるほど、2と3の問題は親にとってはかなりの負担となる。1の学習面はリモート授業（配信型授業を含む）やプリント課題などで限界はあるにせよ、学習は少しづつではあるが、進んだ。学校で学習できない、あるいは学校へ通学し、対面授業ができたとしてもこれまで通りの学校生活ではできていない。

親にとって最も大きな負担は2と3である。特に未就学児や小学生ではこの問題は深刻だ。学童保育なども密になると、開所するのも難しい状態であったはずだ。教育基本法では家庭教育について次のように定めている。

- 第 10 条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

親はいわゆる勉強は学校で行うものとして認識しているようだが、本来の趣旨は「第一義務的責任」を負うものであり、これに加えて、生活習慣、自立心、心身の調和は本来は家庭教育が担うべきものなのだ。「3 親子が長時間、連日にわたり家で過ごすことになる」は本来であれば家庭教育の在り方が問われることになったはずだ。しかし、実際はどうか。内閣府男女共同参画局『令和2年版男女共同参画白書（概要）』（2020年7月）によれば、1997年を境にして男性雇用者と無業の妻から成る世帯と雇用者の共働き世帯の割合が逆転し、共働き世帯が増加しているのである。さらに共働き世帯は年々増加し、1997年に専業主婦世帯を上回った後、2012年頃から差が急速に拡大した。共働き世帯数の増加の大部分は、妻がパートの共働き世帯数の増加によるもので、妻がフルタイムの共働き世帯数のピークは1993年であったという。（内閣府男女共同参画局）これは一体何を意味するのだろうか。家庭教育（第10条）は教育基本法が改正された2006年から新しく入って部分である。つまり、それまではいわゆる専業主婦世帯が多かった時には家庭教育は教育基本法には謳われず、世の中が共働き世帯が急増してから家庭教育の項目が教育基本法に明記されたことになる。

これをどう考えるかである。共働き世帯数が増えたことになり、家庭教育の重要性に警鐘がならされたということだろうか。しかし実際に政府の政策をみれば、これまで家庭にとどまっていた主婦層をできるだけ労働力として社会にでるような政策が打ち出され続けたのが現状ではないだろうか。

インターネット上の「女性の社会進出は進んでいるか」（2007/07/30）では次のようなコメントがある。

本格的な少子高齢化時代を迎えた日本では、仕事の担い手として女性に大きな期待がかかっている。それには、女性の労働力率を全体的

に底上げするとともに、子育て世代に当たる M 字のくぼみを低くして欧米型の逆 U 字型の曲線に近づけるための施策が必要になる。

これについては、1992 年に育児休業法（1995 年より育児・介護休業法）が施行され、妊娠・育児期間中の休暇や時短勤務などの導入が進められた。さらに 2003 年には次世代育成支援対策推進法が施行され、従業員数 301 人以上の事業所に育児休暇や時短勤務制度の拡充などを盛り込んだ「行動計画」の策定を義務付け、2005 年 4 月以降に実施することを求めるなど、関連法制度の整備に伴って環境は整いつつある。（NTT コムリサーチ）

COVID-19 により学校が休校や遠隔授業（プリント学習を含む）になったことによって家庭生活にも大きな影響を及ぼした。大学は正規の授業としての遠隔授業であるが、初等中等学校は家庭学習の扱いである。学校に行かず、家にいる子供をどうするか、大きな問題を抱えた家庭も多かったが、そのおもな理由は学習内容もあろうが、親が仕事に行けないこと、ずっと家で子供といないといけなくなったこと、3 食を自宅でとることになったことが親の大きな負担となった。

3 特別活動の再評価

筆者には大学院の学生として中国からの留学生がいる。この留学生たちに中国での中学・高等学校での学校生活を聞くと、日本との違いに驚かされることがよくある。中国の小中高では体育祭（運動会）のようなものはあるが、いわゆるクラブ活動、部活動のようなものはないという。基本的に学校は学習する場であり、寄宿舎で生活している場合には、夜 9 時くらいまでは勉強の時間となるようだ。つまり、学校での授業が終わったあとも引き続き勉強の時間となるのだ。週末自宅に帰ることはあるが、ほとんど学校と寄宿舎の往復でおおよそ勉強というのが基本的な

スタイルであると言う。留学生がよく言うのは、日本のマンガやアニメで描かれている学園生活は中国ではありえないということだ。先ほどの体育祭のようなものというのも、一種訓練的なものだという。いわゆる勉学を中心に構成されている日本のような教育とは大いに異なるのだ。これは幼児教育から続くことになる。絵本の読み聞かせなど先生が読むというよりは、あらかじめ録音されてた CDなどを聞かせ幼稚園（中国では幼稚園ではなく、幼稚園ということが多い）もある。これは平等性という観点が悪い面で出ているようだ。日本とは幼児教育の考え方も大きく異なる。教育そのものの考え方が異なることになろう。

日本では教育＝学習活動ではないのだ。それは教育基本法を見れば明らかだ。

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

学習活動は「人格の完成」のためのひとつということになる。学習活動以外の活動も人格の完成に必要だということだ。

高等学校学習指導要領 特別活動 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するた

めに話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようとする。

- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。(文部科学省 a 11)

中学校学習指導要領 特別活動 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようとする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するためには話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようとする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。(文部科学省 b 11)

高等学校の特別活動の目標は「ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事」、中学校の特別活動の目標は「学級活動、生徒会活動及び学校行事」の内容を通して達成されることになる。高等学校・中学校も特別活動では「人間関係形成」・「社会参画」・「自己実現」の3つの視点が重要とされている。

「人間関係形成」・「社会参画」・「自己実現」の3つの視点は個人だけの活動では十分な効果を生み出すことではない。今回のCOVID-19による緊急事態宣言、これに伴い行事や部活動などの制限により、学校という教育現場が学習の場でだけではないことがあらためて浮き彫りにされた。

エピローグ

教育基本法第1条に謳われている通り、教育の目的は人格の完成を目指すことである。このために必要な資質を備えるために学習し、社会の形成者となる土台作りを行うのである。学校も小さな社会としての役割を果たし、人間関係を形成し、活動内容により社会とかかわり、目指す自分の姿に向けて自己実現を果たしていく。COVID-19の影響により入学式、卒業式、修学旅行、競技大会などの中止もまた「社会参画」の一つという考え方になる。

学習面では遠隔授業という教育方法もあるが、皮肉なことに小学校でプログラミング教育がスタートしたのは2020年4月である。高等学校で教科「情報」が新たに導入されたのが2003年4月であった。そこからSNSの急速な発達もあり、負の面ばかりが取り上げられることが多かった。学校種にもよるが、携帯電話を学校に持参させない、携帯電話の利用時間を制限するなど、促進させる提言よりも抑制する提言が多くなった。携帯電話の契約は未成年である生徒はすることができない。保護者の同意がなければ契約は成立しない。保護者が買い与えたものの、その指導は学校が行うというのが現状だ。保護者は契約する、携帯電話の購入には責任を持つが、その後のことは学校任せというのが実状だ。

学校の果たす役割は単なる教科の学習成果を上げることではないのは分かり切っているが、COVID-19下ではある一定の時間家庭を離れ、学校という小さな社会に身を置き、人間関係を構築しながら、自己実現に

向けて活動しているのである。

保護者はもちろんのこと、生徒或いは児童、ひいては園児さえも、「学校（幼稚園）へ行きたい（行かせたい）」「みんなと会いたい（会わせてやりたい）」「〇〇をしたい（させたい）」と思っていたことが大きく表面化したことも事実だ。行事に対する開催を期待していたこと児童・生徒、保護者の思いは報道などを通しても紹介されていた。行事に対する開催を期待していたこれらの活動はまさしく「特別活動」なのだ。

注

(1) World Health Organization の発表（2020年5月7日）

https://extranet.who.int/kobe_centre/sites/default/files/20200507_J_A_naming_Ver2.pdf (access on 20201129)

(2) “WHO Statement regarding cluster of pneumonia cases in Wuhan, China” (9 January 2020)

<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china> (access on 20201129)

引証資料

特設サイト新型コロナウィルス（2020）。「緊急事態宣言の最新状況」、NHK お家で学ぼう！for School。

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/emergency/> (access on 20201130)

内閣府男女共同参画局『令和2年版男女共同参画白書（概要）』（2020年7月）

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/gaiyou/pdf/r02_gaiyou.pdf

2_gaiyou.pdf (access on 20201130)

讀賣新聞オンライン（2020）。「感染症法上「2類相当」の新型コロナ、位置付け議論へ…緩和も検討」、2020/08/25 14:20。

<https://www.yomiuri.co.jp/medical/20200825-OYT1T50212/>
(access on 20201130)

文部科学省 a (2018).『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 特別活動編』、文部科学省。

https://www.mext.go.jp/content/1407196_22_1_1_2.pdf
(access on 20201211)

文部科学省 b (2018).『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編』、文部科学省。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_013.pdf
(access on 20201211)

NTT コムリサーチ（2007）。「女性の社会進出は進んでいるか」

<https://research.nttcoms.com/database/data/000567/> (access on 20201202)

【キーワード】COVID-19、教育基本法、特別活動、学校行事、学習指導要領

執筆者一覧

上石実加子 駒澤大学教授
佐々木 隆 武蔵野学院大学教授

新教育課程研究 第22号

2021年4月28日 発行

武蔵野教育研究会 編集・発行

〒350-1328

埼玉県狭山市広瀬台3丁目26番1号

武蔵野教育研究会事務局

武蔵野学院大学 佐々木隆研究室